

## 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付サービスに関する規約（案）

- 第1章 総則
  - 第2章 接種証明書コンビニ交付サービス申込
  - 第3章 個人情報の取扱い等
  - 第4章 セキュリティ
  - 第5章 雑則
- 附則

## 第1章 総則

## （規約の適用）

第1条 市区町村（以下「規約同意者」という。）は、規約同意者の新型コロナウイルス感染症予防接種証明書（以下「接種証明書」という。）のコンビニエンスストア等のキオスク端末における自動交付（以下「接種証明書コンビニ交付サービス」という。）の実施に関し、本規約が適用されることに同意するものとする。

## （用語の定義）

第2条 本規約において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号カード 規約同意者が接種証明書コンビニ交付サービスにより接種証明書を交付する際に必要となる個人番号カード
- (2) コンビニ事業者等 地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）が証明書等自動交付サービス契約特約合意書等を締結するコンビニエンスストア事業等を行う者
- (3) 取扱店 コンビニ事業者等の直営店及び加盟店（コンビニ事業者等とエリアフランチャイズ契約を締結している法人が存在する場合はその直営店及び加盟店を含む。）
- (4) キオスク端末 不特定多数の人がタッチパネル等の簡単な操作により、必要な情報にアクセスしたり、様々なサービスを利用したりすることができる端末装置
- (5) 利用者 接種証明書コンビニ交付サービスを利用するための手続が完了した個人番号カードを使って、キオスク端末から接種証明書コンビニ交付サービスを利用する者
- (6) 証明書交付センター 規約同意者とコンビニ事業者等とを中継するための機構が運営するデータセンター
- (7) コンビニECセンター キオスク端末事業者が管理運営するデータセンター
- (8) 証明書データ 利用者の申請により交付された接種証明書を印刷するための電子化されたデータ

## （各主体の規約上の関係）

第3条 機構、デジタル庁及び規約同意者の規約上の関係は次のとおりとする。

## (1) 機構とデジタル庁との関係

機構は、接種証明書コンビニ交付サービスの提供に必要なコンビニ事業者等との調整（コンビニ事業者等へのキオスク端末の提供事務の委託及び証明書交付センターシステムの接種証明書コンビニ交付サービスに係る機能の一部をコンビニ事業者等へ提供するための調整を含む。）及び取りまとめを行う。加えて、機構は、証明書交付センターシステムの接種証明書コンビニ交付サービスに係る機能が稼働する環境となるシステム、ネットワーク等を運用する。デジタル庁は、機構が設置する証明書交付センターのシステムの環境に接種証明書コンビニ交付サービスに係る機能を追加するとともに、これを運用する。

## (2) 機構と規約同意者との関係

機構は、本規約に基づき、デジタル庁と連携し、規約同意者に対して接種証明書コンビニ交付サービスを提供する。

(3) デジタル庁と規約同意者との関係

デジタル庁は、本規約に基づき、機構と連携し、接種証明書コンビニ交付サービスの一部として、証明書交付センターシステムの接種証明書コンビニ交付サービスに係る機能を規約同意者に対して提供する。

(規約の変更)

第4条 機構及びデジタル庁は、本規約を変更することができる。本規約が変更された後の接種証明書コンビニ交付サービスの利用に関しては、変更後の本規約によるものとする。

2 機構及びデジタル庁は、本規約を変更するときは、事前にその内容を規約同意者に通知するものとする。

(反社会的勢力の排除)

第5条 機構は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

(1) 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の規約を締結する事務所をいう。）を代表するものをいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。

(2) 役員等又は経営に事実上参加している者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる。

(3) 役員等又は経営に事実上参加している者が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与したと認められる。

(4) 役員等又は経営に事実上参加している者が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしたと認められる。

(5) 役員等又は経営に事実上参加している者が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。

2 機構は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて規約同意者の信用を毀損し、又は規約同意者の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

(関係法令等の遵守)

第6条 機構、デジタル庁及び規約同意者は、関係法令等を遵守し、本規約に基づき、協力して誠実に接種証明書コンビニ交付サービスを履行しなければならない。

(取扱店におけるキオスク端末の提供事務の取扱い)

第7条 機構は、デジタル庁と連携し、キオスク端末を利用者が自ら操作することにより交付申請を行い、規約同意者の接種証明書の交付を受けられるサービスを提供するものとする。

2 機構は、デジタル庁及び規約同意者と連携し、接種証明書の交付申請を受け付け、証明書データを作成するためのシステムをコンビニ事業者等に提供するものとする。

3 キオスク端末は、利用者の操作により、個人番号カードを読み取り、本人認証を受けた後、接種証明書の交付申請及び所要の申請内容の入力を受け付けるものとする。

4 キオスク端末は、規約同意者から交付された証明書データを受信し、利用者による定められた発行

料の支払を確認の上、接種証明書を出力するものとする。

5 キオスク端末は、利用者に発行料が記載された領収書を発行するものとする。

6 キオスク端末は、交付業務の完了結果を規約同意者及び機構に通知するものとする。

## 第2章 接種証明書コンビニ交付サービス申込

(サービス申込)

第8条 接種証明書コンビニ交付サービスの実施を希望する規約同意者は、サービス開始日の●営業日前までに証明書交付サービス参加申込を行うものとし、当該参加申込をもって、本規約に同意したものとみなす。

(接種証明書コンビニ交付サービスの提供)

第9条 機構は、別途示すサービス開始日から、接種証明書コンビニ交付サービスを提供するものとする。

(サービス実施の停止)

第10条 規約同意者は、機構及びデジタル庁が別途示す方法・時期において、あらかじめ接種証明書コンビニ交付サービスの実施を停止したい旨を機構及びデジタル庁に通知することにより、当該サービスの実施を停止することができるものとする。

(新規参加コンビニ事業者等への対応)

第11条 キオスク端末の提供事務等の提供事業者として新たなコンビニ事業者等を追加する場合、機構は、所定の手続きをもって参加申請を受け付け、参加条件を満たしていることを確認した上で、参加を認めるものとする。

2 新たなコンビニ事業者等の参加を認める場合は、規約同意者に周知するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第12条 機構は、接種証明書コンビニ交付サービスの履行により生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(料金等)

第13条 接種証明書コンビニ交付サービスの実施に当たっての規約同意者の料金は、当面、無料とする。

2 利用者が接種証明書コンビニ交付サービスにより接種証明書の交付を受けるために支払う発行料は、証明書1通当たり120円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)とする。

(サービス提供時間)

第14条 接種証明書コンビニ交付サービスの提供時間は、午前6時30分から午後11時0分まで(年中無休。故障対応を含むメンテナンス時間は除く。)とする。

2 機構及びデジタル庁は、コンビニ事業者等の管理するシステムの保守等により、接種証明書コンビニ交付サービスの停止が必要な場合は、前項の提供時間外で実施することを前提とする。

3 機構及びデジタル庁は、やむを得ない事情又はシステム障害等が発生したことにより接種証明書コンビニ交付サービスを停止させる必要が生じた場合は、規約同意者に通知の上、キオスク端末の画面又は店舗の案内により、利用者に告知するものとする。

(取扱店でのサービス提供)

第15条 取扱店に設置するキオスク端末は、その画面上において、接種証明書コンビニ交付サービスの選択ボタンを表示するとともに、利用者にコンビニ交付の取扱いを告知するものとする。

2 取扱店は、次の各号に該当する場合は、接種証明書コンビニ交付サービスを提供できないものとし、取扱いできない旨をキオスク端末の画面上に表示するものとする。

(1) 個人番号カードの破損、汚損等により読取りができない場合、その他個人番号カードに起因する障害等がある場合

(2) 証明書交付センター又は規約同意者のサービス提供時間外の場合

(履行場所)

第 16 条 接種証明書コンビニ交付サービスの履行場所は、機構の所在地、コンビニ事業者等の所在地及び取扱店の所在地とする。

(接種証明書等の置き忘れ時の対応)

第 17 条 キオスク端末から交付された接種証明書又は個人番号カードを利用者が置き忘れ、取扱店で回収した場合は、原則、取扱店では、遺失物として警察に届けるものとする。

2 取扱店は、利用者が置き忘れた接種証明書又は個人番号カードを、利用者以外の者が取得し、悪用した場合でも、その責任を負わないものとする。

(事故発生時等の対応)

第 18 条 機構及びデジタル庁は、接種証明書コンビニ交付サービスの履行に当たり、事故の発生を確認したとき又はやむを得ない事由により義務を履行することができないときは、直ちに相手方に連絡をするとともに、相互に協力して必要な措置を講じるものとする。

2 キオスク端末に送信する証明書データの生成、偽造防止対策、接種証明書のキオスク端末へのデータ送信に関しては、デジタル庁及び機構が責任を負うこととし、キオスク端末に送信する証明書データの生成、偽造防止対策、接種証明書のデータ送信に関して事故が発生した場合、デジタル庁及び機構は速やかに事態の全容解明及び早期解決に努めるとともに、規約同意者に状況を報告するものとする。

(苦情又は照会への対応)

第 19 条 接種証明書の内容に関しては、規約同意者が責任を負うこととし、これに関する苦情又は照会に対しては、規約同意者が対応するものとする。

(証明書交付完了通知の伝送)

第 20 条 機構及びデジタル庁は、接種証明書の交付が完了した都度、完了通知をワクチン接種記録管理システム（VRS）に伝送するものとする。

(証明書データの消去処理)

第 21 条 機構、デジタル庁及びコンビニ事業者等は、接種証明書の印刷終了後、証明書データを消去するものとする。ただし、ワクチン接種記録管理システム（VRS）にて管理している証明書の発行元データを除く。

### 第 3 章 個人情報の取扱い等

(個人情報の秘密保持義務)

第 22 条 機構及びコンビニ事業者等は、個人情報について、善良なる管理者の注意をもってその秘密を保持するものとし、本契約の履行に従事する者に使用させる場合を除き、第三者に開示してはならないものとする。契約の期間満了後又は解約・解除後も同様とする。

(対象となる個人情報)

第 23 条 前条の個人情報とは、次に掲げる接種証明書コンビニ交付サービスの利用者の情報を指す。なお、紙媒体に記載されているものであるか、又は電子計算機等のシステムにより処理されているものであるかは問わない。

- (1) 接種証明書コンビニ交付サービスにより出力された接種証明書
- (2) 前号の接種証明書を交付することにより作成される一切の文書

(個人情報保護に関する管理体制)

第 24 条 機構は、コンビニ事業者等に対して本規約の内容を十分理解し実践する能力のある者のうちから個人情報取扱責任者を選定し、接種証明書コンビニ交付サービスを行うこととする。なお、コンビニ事業者等は、個人情報取扱責任者を選定して、個人情報保護の徹底が図られるよう接種証明書コンビニ交付サービスの履行に従事する者に対する教育訓練、各種安全対策の実施等を適切に行わせるものとし、その責任を負うものとする。

#### 第 4 章 セキュリティ

(セキュリティ対策)

第 25 条 機構は、セキュリティ対策について、機構が定める別紙「証明書等自動交付サービス（コンビニ交付）に係るセキュリティ確保について」をコンビニ事業者等に遵守させるものとする。

#### 第 5 章 雑則

(管轄裁判所)

第 26 条 機構、デジタル庁又は規約同意者との間における一切の訴訟については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議事項)

第 27 条 本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じたときは、必要に応じて規約同意者の意見を聴取した上で、機構及びデジタル庁の間で協議し定め、規約同意者に示すものとする。

#### 附 則

本規約は、令和 4 年●月●日から適用する。

## 別紙

### 証明書等自動交付サービス（コンビニ交付）に係るセキュリティ確保について

#### 1 コンビニECセンター

コンビニECセンターは、次の条件を遵守するものとする。

- (1) 行政サービス専用のルータを設置し、他のルータからの接続を禁止すること。
- (2) 外部接続用ファイアウォールによって外部ネットワーク及び内部ネットワークから隔離された区域（以下「DMZ」という。）を設置し、IPアドレス及びプロトコルレベルで通信を制限することにより、「DMZ－外部事業者等」及び「DMZ－取扱店」の通信のみを許可し、「外部事業者等－取扱店」の通信は禁止すること。
- (3) 前項のDMZにコンビニ取扱店ネットワークと証明書交付センターを中継するための機能を有するサーバを設置し、セキュリティリスクを低減すること。

#### 2 取扱店ネットワーク

取扱店ネットワークは、次の条件を遵守するものとする。

- (1) 閉域性の確保された専用回線を使用し、第三者からのアクセスを排除すること。
- (2) 通信時に証明書データを暗号化（SSL）すること。
- (3) 店舗ネットワークとの接続は全てコンビニECセンター経由とし、コンビニECセンターで許可された通信のみ接続可能とすること。
- (4) 毎年セキュリティ診断を実施すること。

#### 3 取扱店内システム

取扱店内システムは、次の条件を遵守するものとする。

- (1) ルータ等のネットワーク機器は、警備会社等が保有する鍵により施錠管理すること。
- (2) 取扱店ルータによりプロトコルレベルで取扱店内通信を制限すること。
- (3) 取扱店のオーナー及び従業員は、ストアコントローラー等のプログラムを操作できない仕組みとすること。
- (4) 取扱店内無線ネットワークは、認証セキュリティを採用するとともに、取扱店に設置する端末装置（以下「キオスク端末」という。）と接続しない仕組みとすること。

#### 4 キオスク端末

キオスク端末は、次の条件を遵守するものとする。

- (1) 個人番号カード又は住民基本台帳カードを利用すること。
- (2) 証明書データは、セキュリティソフト（ISO/IEC15408 認証の取得必須）により、印刷後、キオスク端末から消去すること。
- (3) キオスク端末保守員以外の者がキオスク端末にアクセスすることを、鍵により物理的に排除すること。
- (4) キオスク端末保守員以外の者がキオスク端末のシステムにアクセスすることを、パスワードにより排除すること。
- (5) キオスク端末による証明書等の交付日時等をログにより保存すること。
- (6) 取扱店のオーナー及び従業員は、キオスク端末のプログラムを操作できない仕組みとすること。
- (7) キオスク端末の障害発生時には、取扱店レジ及びキオスク端末保守センターへの自動通知等により適切に対応できること。

- (8) ストアコントローラー等によりキオスク端末の接続状況を監視すること。
- (9) 証明書等自動交付事務に携わる事業者に ISMS 認証の取得を推奨すること。
- (10) 取扱店の店主による不正行為は、フランチャイズ契約により禁止すること。
- (11) 取扱店の従業員による不正行為は、就業規則により禁止すること。
- (12) 取扱店内に監視カメラを設置すること。